

平成20年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成20年2月27日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

平成20年2月27日(水)午前10時開議

- |       |        |                                       |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                            |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 平成20年度尾鷲市一般会計予算の議決について                |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 平成20年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について        |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 平成20年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計予算の議決について        |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 平成20年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について       |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 平成20年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について         |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 平成20年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について              |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 平成20年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について              |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 平成19年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決について         |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 平成19年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の議決について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 平成19年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算(第4号)の議決について |
| 日程第12 | 議案第11号 | 平成19年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第3号)の議決について       |
| 日程第13 | 議案第12号 | 平成19年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第3号)の議決について       |
| 日程第14 | 議案第13号 | 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について         |
| 日程第15 | 議案第14号 | 尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に               |

- ついて
- 日程第 1 6 議案第 1 5 号 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正に  
ついて
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号 教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正に  
ついて
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号 尾鷲市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の一部改正  
について
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 尾鷲市消防団条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正に  
ついて
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管  
理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指  
定について
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定につい  
て
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定  
について
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 尾鷲市斎場の指定管理者の指定について  
( 質疑、委員会付託 )
- 日程第 3 2 一般質問

出席議員 ( 1 6 名 )

1 番 神 保 美 也 議員	2 番 内 山 鉄 芳 議員
3 番 三 鬼 孝 之 議員	4 番 田 中 勲 議員
5 番 真 井 紀 夫 議員	6 番 奥 田 尚 佳 議員
7 番 三 鬼 和 昭 議員	8 番 高 村 泰 徳 議員
9 番 與 谷 公 孝 議員	10 番 端 無 徹 也 議員
11 番 濱 中 佳 芳 子 議員	12 番 北 村 道 生 議員
13 番 村 田 幸 隆 議員	14 番 濱 口 文 生 議員
15 番 中 垣 克 朗 議員	16 番 南 靖 久 議員

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市 長	伊 藤 允 久 君
副 市 長	鈴 木 恭 一 君
会計管理者兼出納室長	速 水 弘 久 君
市長公室長	栗 藤 和 治 君
総務課長	仲 明 君
防災危機管理室長	横 井 道 雄 君
税務課長	世 古 正 太 郎 君
福祉保健課長	宮 本 忠 明 君
環境課長	楠 文 治 君
環境課調整監兼クリンクルセンター長	児 玉 佳 高 君
市民サービス課長	山 下 恭 徳 君
建設課長	北 村 都 志 雄 君
新産業創造課長	高 芝 芳 裕 君
水産農林課長	佐々木 進 君
水道部長	岩 出 育 雄 君
尾鷲総合病院事務長	湯 浅 英 男 君
尾鷲総合病院総務課長	大 倉 良 繁 君
尾鷲総合病院医事課長	藤 森 妙 君
教育委員長	北 澤 雅 臣 君
教 育 長	大 川 吉 久 君

教育委員会総務課長兼生涯学習課長	三	木	正	尚	君
教育委員会学校教育課長	内	山	博	功	君
監 査 委 員	濱	田	俊	次	君
監 査 委 員 事 務 局 長	世	古	讓	治	君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	吉	澤	壽	朗
事 務 局 次 長	山	本	和	夫
議 事 ・ 調 査 係 主 査	竹	平	專	作

〔開議 午前10時01分〕

議長（與谷公孝議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、13番、村田幸隆議員は所用のため、なお、13番、村田幸隆議員は、後刻出席される旨、通告がございました。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において16番、南靖久議員、1番、神保美也議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第1号「平成20年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から、日程第31、議案第30号「尾鷲市斎場の指定管理者の指定について」までの計30議案を一括議題といたします。

ただいま議題の30議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に、16番、南靖久議員。

16番（南靖久議員） 皆さん、おはようございます。それでは、通告に従いまして質疑を行いたいと思います。特に今回、5項目にわたっての質疑でございますので、できるだけ簡素でわかりやすい答弁をお願いいたしたいと思います。

それでは、議案第1号「平成20年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、20款1項市債、予算書の58ページでございますけれども、退職手当債5,890万円の借り入れ根拠と、この20年度の退職金合計は、同じく当初予算の282ページの給与明細で1億6,513万9,000円と記載をされております。今回、そういったことで、この退職手当債を5,890万円余り買ったわけでございますので、その退職金の内訳と退職債の借り入れ限度に対する依存率をまずお尋ねしたいと思います。今回のこの件は、昨年3月議会で三鬼孝之議員さんと同じ質疑になるのかと思いますけれども、改めてそういったことでは詳しく教えていただきたいなと思いますし、三鬼議員さんのことを引用させていた

だきましたら、向こう平成10年から19年間の間で、退職金というのは約34億7,600万円ということで、1年平均でいくと単純に3億4,760万円ということなんですけども、19年度の退職金は7,800万円余り、そして、今回は市長、教育長の退職金も含めまして1億8,133万9,000円と、過去10年の平均に比べると、かなり低い額なんですけども、改めて財政の厳しい折でございますので、退職手当債の根拠の方はできるだけ詳しくお尋ねをいたしたいと思います。

次に、同じく議案第1号、当初予算、77ページですが、2款1項総務管理費の基金積立の退職積立金13万6,000円についてと、それと、これは補正予算、議案第8号の一般会計の方でも、35ページでも同じく同額の13万6,000円が計上されておるわけでございますけども、現在の市の退職金の基金残高は565万9,000円と、極めて驚くような数字なんですけども、よく、ちりも積もれば山となると言われますけども、合計27万2,000円を積み立てても退職金としては大した額じゃないと思うんですけども、こういったことで積立金の議案1号と議案8号の方の中身をお尋ねいたしたいと思います。

次に、同じく議案第1号、当初予算書の18ページの17款1項基金繰入金についてお尋ねをいたしたいと思います。一般会計に、20年度予算としては、財調の方から20億5,600万円やとか減債から1,000万円、それに活性化基金から20万5,000円ほど、計2億6,622万2,000円の繰り出しを当初予算に出しておるわけでございますけども、そういったことで、予算編成後の尾鷲市の基金残高は、クボタの賠償金を除くと5億1,399万8,438円と聞いておりますけども、当初予算編成後の全体の基金残高を教えてくださいたいと思います。

それと、次に議案第8号「尾鷲市一般会計補正予算(第4号)」、2款1項、35ページの基金積立の財政調整基金積立金1億7,941万円の内訳を簡単に説明いただきたいと思います。これにつきましては、私の議員経験でも、この3月の補正でこれだけの財調へ積み立てたということは過去にもなかったんじゃないのかなというような記憶と思いがいたしておりますので、よろしくお尋ねをいたしたいと思います。

最後に、議案第1号「尾鷲市一般会計予算」、5款5項、海洋深層水事業での分水施設の指定管理料2,507万1,000円の内訳と、それと全体事業費の中の海洋深層水の案内板についての予算措置と、その考え方についてお尋ねをい

たします。

以上でございます。

議長（與谷公孝議員） 市長公室長。

市長公室長（栗藤和治君） それでは、南議員の質疑にお答えいたします。

まず、最初の退職手当債の借り入れ根拠、それと依存率ということでございました。退職手当債は、団塊の世代の大量定年、退職等による退職手当の大幅な増加に対処しつつ、総人件費を削減するために平成18年度から10年間の特例措置ということで発行を拡充する措置が講じられております。発行可能額としましては、退職手当の合計額から前年度の給料総額の12%を控除した額として算出しました。平成20年度当初予算では、退職手当総額1億6,513万9,000円のうち、教育長を除く退職者7名の退職手当合計1億5,860万円から前年給料総額の12%、9,970万円を差し引いた5,890万円が発行可能額ということになります。また、退職手当総額に対する退職手当債の比率としましては35.7%ということになります。

続きまして、77ページの基金積立金の内容ということでございます。退職手当基金積立金につきましては、当初予算の退職手当積立金と補正と二つご質問がありましたけど、当初の方は、緑資源機構造林事業を受託するに当たり、公団との協議により市有林作業員の労務費のうち1.8%、13万6,000円が退職手当分として支払われるということに、これは協議して決まっておるようでございます。その額を退職手当基金ということで積み立てております。

一方、4号補正の方の、同じ13万6,000円なんですけども、退職手当基金積立金は、これは預金利息による基金運用収入を各基金残高で案分したもので、退職手当基金分として13万6,000円を積み立てるということでございます。

続きまして、当初予算48ページ、基金残高の内訳ということでございます。平成20年度当初予算編成後の基金残高の内訳については、財政調整基金が3億458万5,000円、減債基金が1,861万8,000円、地域福祉基金が2億5,288万1,000円、このうちクボタからの賠償金分が2億2,627万5,000円を含むわけでございます。

続きまして、公共施設基金が563万9,000円、退職手当基金が565万9,000円、土地開発基金が1億1,814万8,000円、活性化対策基金が1,474万3,000円、熊野古道森林施業対策基金が2,000万円、基金合計が7億4,027万3,000円でございます。これから先ほどのクボタ関係

を差し引きますと5億1,399万8,000円ということになります。

続きまして、4号補正での財政調整基金積立金の内訳ということでございます。4号補正予算の財政調整基金積立金の内訳につきましては、歳入では市税の6,762万8,000円や財産収入の基金運用収入など304万9,000円の増額分に、歳出での入札差金や事業の精査等により、総務費で2,227万5,000円、民生費では4,059万5,000円、土木費で2,954万円などの減額分を加えた1億7,941万円を計上しているということでございます。

私の方からは以上で終わります。

議長（與谷公孝議員） 新産業創造課長。

新産業創造課長（高芝芳裕君） それでは、海洋深層水事業についてお答えをいたします。

まず、平成20年度の海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理料につきましてですが、2,507万1,000円となっております。内訳ですが、利活用促進に29万4,000円、情報の受発信に34万9,000円、交流事業に16万円、施設維持管理に1,215万8,000円、コピー機使用料などのその他の経費に82万7,000円、そして人件費に1,128万3,000円となっております。また、指定管理料につきましては、昨年度に比べ192万6,000円の減額となっておりますが、これは主に取水ピットほかの機械設備の補修点検について、アクアステーション勤務の方が、オープンしてから2年間経過する中で、自分たちでできる保守点検は自分たちで行うと努力していただくことになったことが主な要因であります。

次に、案内看板、標識につきましてですが、19年度予算で対応することになっております。当然ながら、みえ尾鷲海洋深層水をPRする役割を担うものでありますので、熊野尾鷲道路の尾鷲南インターと三木里インター間が開通することもありまして、より効果的な設置場所等について国交省及び県と調整をしているところであります。

以上でございます。

議長（與谷公孝議員） 16番、南靖久議員。

16番（南靖久議員） 5項目にわたってのことなので大変あれなんですけど、まず初めに、退職積立金の13万6,000円補正と当初の積み立てについては、緑資金のことと、それから利子運用ということで27万2,000円ですか、これは理解をいたしました。まず初めにお聞きしました1号の退職債につきましては、

いろいろなことで市としても平成13年から財政健全の取り組みということで、18年までに人件費で5億円削減、あるいは物件費で1億円余りの削減をしておるといことで、そういったことには大変評価をしたいなと思っておるわけなんですけども、今年度の市税収入でいきますと、24億何がしということなんですけども、実際にこの尾鷲市の持っている人件費と市税の率を比較しておりますと、給与や特別職、それに物件費やとか指定管理料も合わせ、それに消防の人件費の持出金、繰出金もあるということで、そういったことを考えていきますと、はるかに市の税収を超えているんじゃないのかなというような思いがいたしておりますので、改めて参考までに、この20年度における人件費の金額を教えてくださいなと思います。

それと、退職債の借り入れにつきましては、退職総合計額の給与費の12%を超える額については借り入れるということで、今年度において5億8,900万円借り入れたわけなんですけども、これはそうすると退職債の限度額の100%目いっぱい借りたと理解してもよろしいんですか、そういったことでは。多分、これからもそういったことで借り入れする退職債の限度額の目いっぱいの恐らく借り入れをしていかなければ、尾鷲市においても退職金を支払うには大変厳しいだろうなという思いがいたしておりますので、これも質疑ということなんですけども、参考までに今後5年間の退職者の推移と金額と、その退職債の借り入れ計画をできる範囲で教えてくださいなと思います。

それと、今、室長の方から基金残高について説明をしていただきまして、基金総額としてクボタの賠償金も入れて約7億4,000万円余り、今、総額として残っておるとい話なんですけども、現実に自由に使えるというのは、財政調整基金の3億円余りなんですけども、今回の補正を合わせていくと4億7,000万円になるんですか、財政調整基金は。そういったことで、若干6月に向けての骨格予算ということなんですけども、組むのには若干少々の今回の積み立てで余裕ができたのかなというような、依然として厳しいですけど、そういった思いがいたしております。できるだけ参考ということでもよろしく願いいたします。

そういったことで、特に私は、今回聞きたいのは地域活性化基金なんです。20万5,000円を国際交流の方へ繰り入れをしておりますけどもね。この地域活性化基金というのは、これは当然、国際交流に対する基金の要素も含まれていると思いますので、できたら特に活性化基金の1,474万円の内訳を、これも参考までにお聞きいたしたいと思います。

それと、先ほどの基金の積み立ての1億7,000万円のことなんですけども、税の増収だとか、あるいは入札差金、それは福祉の扶助費の減額なんかかなり入っていると思うんですね。特に扶助費等の減額については、9月の決算委員会の委員長報告の中で、できるだけ予算に近い扶助費の計画を立てるといったことに、委員長報告の中で指摘したこともあると思うんですけども、そういった意味では、これからも予算編成の上においては、しっかりとした見きわめをして組んでいただきたいなという思いがいたしますけども、これからもこのようなできるだけ財調へ積み立てできるような感じで、入札差金等においても頑張っていたいただきたいなと思います。

それと、最後の海洋深層水の指定管理料なんですけども、高芝課長は、前年度に比べて192万円減額をしておるということで、指定管理者の人が自分たちでできるメンテナンスは自分たちでやろうということで、そういったことで、よく頑張っているなと私は理解をいたしたいと思っておりますけども、先ほどの形の中で、これは総務産業委員会の方での細かい議論がされると思うんですけども、事業費のPRだとか利用促進事業20万9,000円だとか、それと情報収集及び発信事業34万円ですね。いずれも前年度に比べますと若干下回った数字なんですけども、私はよくアクアセンターの方へ時々まちょくちょく寄らせていただいておりますけども、結構古江のアクアサポートの方なんかといろんなイベントをたくさん組んでいただいております。昨年だけでも恐らく二十数件のイベントを組んでおられるということなんですけど、できたら体験学習等で使う交流事業、あるいは情報発信事業等については、もっと予算を入れていただきたいなという思いがしておりますけども、そういったことで、なお指定管理者の方には少ない予算の中で頑張っていたきたいと、当面はこれしか私は要望する形しかできませんので、これからはそういったことに対しても配慮をお願いいたしたいと思っております。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 市長公室長。

市長公室長（栗藤和治君） お答えいたします。

まず最初に、人件費と今後の退職手当債ですね。今後5年間というお話もありましたので。平成20年度の人件費等につきましては、特別職給与費等は1億9,845万2,000円、一般職が16億2,320万3,000円、消防本部、尾鷲消防署の人件費が4億8,607万4,000円、指定管理料が6件で2億608万8,000円、合計しますと25億1,381万7,000円というこ

とになります。

それから、参考までにとということでしたけども、今後5年間の退職者数につきましては、平成21年度の退職者が8名で退職手当総額は1億5,728万1,000円となり、借り入れ可能額を単純に計算しますと6,040万円ということになります。以後、22年度につきましては、8名で1億9,290万円、そのうち9,770万円が可能額ということでございます。平成23年度につきましては、9名で2億2,790万1,000円、うち1億3,520万円が可能額と。平成24年度につきましては、9名で2億1,843万円のうち可能額が1億2,830万円。平成25年度になりますと、8名で1億9,172万5,000円のうち借り入れ可能額が1億470万円となり、平成21年度から25年度までの5年間で退職者数は42名、退職手当総額が9億8,823万7,000円となり、うち退職手当債発行可能額の合計は5億2,630万円ということで、これはあくまでも定年退職ということと計算すると、こういうことになります。個々の予算編成についてはまた別になりますけども。現在の財政状況等を判断しますと、今後も退職手当債を最大限に活用していくというふうなことは必要なのではないかと考えております。

続きまして、活性化対策基金の国際交流分ということで、簡単に言いますと、経過は置いておいて、20年度当初予算編成分の国際交流分の残額としましては、1,150万6,955円から今回取り崩す分173万5,000円を差し引いた977万1,955円ということになります。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 新産業創造課長。

新産業創造課長（高芝芳裕君） 海洋深層水の需要開拓につきましてですが、基本的には市内と市外を役割分担というか区分して進めております。そこで指定管理者であります尾鷲商工会議所には、市として市内の需要開拓についてお願いをしておるところでございます。商工会議所からのこれに必要な経費の提案額は、先ほどの利活用促進費29万4,000円が計上されており、アクアステーションに配備してある公用車の運行費用やチラシ印刷費が主なものであります。19年度に比べますと、PRパンフレットの印刷を19年度に行った関係上、20年度は行う必要がないといったことから、この印刷費分が減額となっておりますが、その他の経費は19年度並みとなっております。なお、主として市外の需要開拓につきましては、私たちの新産業創造課が直接行っているところであります。これ

にはさまざまな国の制度を生かしながら事業を展開しておるといったところです。

次に、交流事業に係る経費につきましてですが、16万円が計上されており、この19年度に比べまして少し減額となっておりますが、これはグリーンツーリズム総合推進事業、それから東紀州地域雇用創造推進事業、いわゆる国とか県の事業の活用も考えられるといったことから調整したものであります。

最後になりますけれども、地元アクアサポートの皆様方の支援を得まして交流事業を進めておりますが、これからも皆様のご支援をいただきまして需要開拓につなげていければと考えております。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 16番、南靖久議員。

16番（南靖久議員） 最後ということで、質疑ということで自分の思いも踏まえていきたいと思えます。

議案第1号の退職金と退職手当債、向こう5年間説明をいただきましたけれども、やはりこれから若干23年度、4年度は膨らんでいくのかなというような思いをいたしておりますし、といったことでは、向こうの退職手当債につきましても、今後10年を単位で考えますと、恐らく10億円以上の借り入れになっていくだろうなといったような思いがいたしております。特に尾鷲市の人口も平成22年には2万人を割ることが予想されておるし、経済情勢もますます厳しくなってくるような思いがいたしておりますので、そういった意味については、思いなんですけれども、尾鷲市としても給与体系や退職金制度の見直し等も念頭に置いて、これからの行政執行は当たっていかねばならないだろうなと、そのような強い思いがいたしております。こういったことを民間に当てはめてみますと、民間では当然大幅な人員削減ですね、こういう財政状況の中では。会社の経営としたら、給与カットだとか、すごいリストラが伴っていくのが民間企業だと思うんですね。行政もそういった感覚で、もっと厳しい行財政運営をしていただきたいなというような思いがいたしております。よく民間の人に言われるんですけども、安易な借り入れは百害あって一利なしとよく言われておりますので、退職債を借り入れるからといっても、そう簡単にマックスの100%を借り入れる状態じゃなくて、そういった意味では行財政改革はしていただきたいなと、これは要望をいたしておきたいと思えます。

それと、先ほどの基金の中で、国際交流基金が、977万円残金が活性化基金の中で残っているということなんですけれども、そういった今後の国際交流も踏ま

えまして、これも私の思いなんですけども、できたら国際交流基金として一本化をして窓口を設けるほうがいいのじゃないのかなというような思いがいたしております。

それと、最後に高芝課長からアクアの説明をいただいて、その看板につきましては、19年度予算で上げていたということで、今年度中には何とかして国道筋へやっとなんか看板を上げていただくということなんですけども、大丈夫なんだろうなということだけを確認いたしたいと思います。

以上で質疑を終わります。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（伊藤允久君） 今、南議員の方から新たに国際交流基金を創設してはどうかというご提案でございますが、現在、活性化対策基金の設置管理及び処分に関する条例において、基金の運用益及び基金を国際交流に要する費用の財源に充てることができることと定めております。ご提案につきましては、今後、国際交流協会を始め、本市における国際交流活動の状況も見定めながら、協会の法人化や基金の創設なども視野に入れ、考えていきたいと思っております。

議長（與谷公孝議員） 新産業創造課長。

新産業創造課長（高芝芳裕君） 案内看板の件につきましてですけども、先ほども申し上げましたように、現在、国、それから県と調整を行っております、特に42号沿いにつきましては、熊野尾鷲道路の尾鷲南インター入り口付近の調整ということで現在行っております。それから、311号沿いについては、県との調整なんですけども、こちらにつきましては、当然アクアステーションの前の箇所、それから熊野尾鷲道路、三木里インターから311号のタッチするポイント、そういったところを中心に設置をしたいということで、今年度じゅうの設置が終了するというふうに考えております。

以上でございます。

議長（與谷公孝議員） 次に、11番、濱中佳芳子議員。

11番（濱中佳芳子議員） おはようございます。質疑が初めてということもありません、不なれな点はどうかご容赦いただきたいと思っております。

通告に従いまして、まず議案第1号「平成20年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、予算書の76、77ページですが、歳出の第2款総務費、第1項総務管理費、第3目財産管理費の15節工事請負費についての説明をいただきたいと思っております。主要説明書によりますと、泉教員住宅の解体となっておりますが、

その取り壊しの目的、時期、敷地建物の大きさなどを知りたいと思います。

続きまして、同じく予算書の４８、４９ページ、歳入、第１５款財産収入、第２項財産売払収入、第１目不動産売払収入の第２節土地建物売払収入の内訳について、ご説明いただきたいと思います。

次に、同じく予算書の３６、３７ページ、歳入、第１４款県支出金、第２項県補助金、第１目総務費県補助金、第１節総務費補助金のうち、「新しい時代の公」地域貢献促進事業費補助金２７万３,０００円についてお伺いしたいと思います。この歳入に対して、歳出の方ではどの予算に充てられるものであるのか、同じ名前の項目がありませんので、その対象の事業名、計画内容などをご説明いただきたいと思います。

最後に、議案第８号「平成１９年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号）の議決について」、補正予算書の３２、３３ページ、歳出、第２款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費、１節職員手当等の時間外勤務手当１０５万２,０００円の増についてお伺いしたいと思います。これにつきましては、昨年１２月の補正予算（第３号）において、同じ項目で、ほぼ同じの１００万７,０００円ほどの増額がなされたばかりですので、その内容についてご説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 総務課長。

総務課長（仲明君） ただいまの濱中議員の質疑についてご説明をいたします。

２款総務費、１項総務管理費、３目財産管理費、細目１財産管理経費の工事請負費８００万円につきましては、元泉教員住宅の解体工事請負費の計上でございます。工事の内容は、コンクリートブロックづくり２棟の解体工事となり、平屋建て１２１.５平方メートルと２階建て２５３.９３平方メートルを解体いたします。工事の予定は、諸準備が整い次第、早い時期に着手したいと考えております。なお、この工事は、普通財産の未利用地の有効活用の一つとして、建物解体後、普通財産用地として売却するためのものがございます。

続きまして、財産収入についてお答えします。１５款財産収入、２項財産売払収入、１目不動産売払収入、２節土地建物売払収入８,３１３万８,０００円のうち９０７万５,０００円についてご説明をいたします。普通財産の未利用地の有効活用につきましては、平成１８年度において普通財産の未利用地の調査を進め、売却可能用地を確認し、そのうち２区画の売却を行ったところであります。平

成20年度におきましては、建物等が存在している未利用の教員住宅についても売却を進める検討を行い、当初予算では、泉町987番地の17、元泉教員住宅跡地の土地売却を計画したところでございます。建物解体後の元泉教員住宅跡地の面積は708.8平方メートルあり、そのうち298平方メートル、約90坪の売払収入907万5,000円を見込んでおります。

続きまして、時間外をまとめてご説明いたします。

次に、「平成19年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)」の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の特別職及び職員人件費の時間外勤務手当105万2,000円についてご説明を申し上げます。今回、予算計上いたしました時間外勤務手当増加の主な要因は、防災危機管理室において、11月から12月にかけてJアラート導入に関する住民地区説明会を開催したことや、自主防災会関係用務、消防団訓練、防災フェアなど、夜間や土日に行われた用務に従事したことによるものでございます。総務課では、国会の人事院勧告に関連する法案審議が例年に比べて大幅におくれ、そのため本市の職員給与等の条例案作成、給与予算編成用務、給与支給に係る業務等が過密スケジュールとなり、時間外勤務が増加したものでございます。市長公室では、地域イントラネット導入に伴う業務、広報・取材業務、また1月の本市のホームページリニューアルに関する用務などの時間外勤務が増加したものでございます。これらの時間外勤務につきましては、さきの12月定例会の一般会計補正予算に計上していない用務の増加により、予算見込みを上回ったものでございます。

以上でございます。

議長(與谷公孝議員) 環境課長。

環境課長(楠文治君) 先ほどの濱中議員さんの質疑に対しての土地売払収入の件なんですけど、収入につきまして、8,313万8,000円のうち、環境課担当分につきましては、近畿自動車道紀勢線の整備に伴う県事業の尾鷲北インターチェンジアクセス道路建設に坂場の一部が含まれることから移転が必要となり、このため602.06平米の売却収入7,405万3,000円でございます。なお、三重県との売買契約の時期につきましては、移転先である光ヶ丘墓地造園工事が平成20年6月末の完成であることから、墓石等の改装が行われた後になる予定でございます。

以上でございます。

議長(與谷公孝議員) 市長公室長。

市長公室長（栗藤和治君） 当初予算37ページ、14款県支出金、2項県補助金、1目総務費補助金27万3,000円ですね。「新しい時代の公」地域貢献促進事業補助金につきましては、平成19年度より新たに創設されました県の補助金でございます。地域をみずからの力でよくしていこうという思いを持つ団体に対して、市町が補助を行う際に事業費の2分の1以内で補助されるもので、市の方の予算の方は、名前は違うんですけども尾鷲市まちづくり活動支援事業補助金ということで、ページでいきますと72ページの総務管理費、5目の企画費の中にまちづくり活動支援事業補助金ということで72万円計上しております。このまちづくり活動支援事業補助金につきましては、平成12年度より尾鷲市の単独財源で補助をやってきたわけですけども、19年度から県のこういう補助ができましたものですから、この補助金を活用して19年度から運用しておると、そういうことでございます。

議長（與谷公孝議員） 11番、瀨中議員。

11番（瀨中佳芳子議員） ありがとうございます。まず、時間外に関して、よくわかりました。それと「新しい公」の地域貢献事業に関してもよく理解できました。ただ、「新しい時代の公」という言葉を県が使ったときに、民間と行政が足並みをそろえた形で自分たちの活動に関してということをやりたいように思いますので、その辺も踏まえて、民間の活動に対して役所と足並みをそろえるというような事業が今後さらに活動として発展できますことをお願いしたいと思います。

それと、泉の教員住宅の解体についてなんですけども、説明としてはよくわかりました。ただ、疑問に思ったのは、これは結局、この最初の二つの質問は関連している部分だと思うんですけども、あの土地を売る際に、これは分筆することになると思うんです。今回の予算書をざっと見せてもらったときに、各項目で1,000円単位の減額ですとか、その辺の去年との比較でもかなりご苦労された予算編成ではないのかなと、皆さんの努力に本当に敬意を表するような予算書であったなという感想を持ったんです。というのは、1,000円単位での節約ですとか、本当に苦しい部分がよくわかったんですけども、それならば、なぜ、これは取り壊しをしないと売れない場所だったのかなということをやすごく感じます。すごい素人のような、不動産に関して素人なんですけども、よく競売なんかの物件を見ますと、土地が乗ったまま売られるのをよく見かけるんですけども、民間の感覚でいきますと、まずは経費を節約する場合、そのまま売れないかなと出してみると。それでだめだったら、上のものが乗っているのが邪魔なのか

な、大き過ぎれば細かくすればいいのかなという、その手順があるのではないかなと思うんですけども、今回、いきなりこのように分筆されるところまで持っていくということが、どういった経緯での売却計画なのかなということを知りたいと思いました。それで、分筆されるということになると分筆の経費も要ると思うんですけども、それがどこに載っているのかなということ、まず教えていただけますでしょうか。

議長（與谷公孝議員） 総務課長。

総務課長（仲明君） ただいまの質問にお答えいたします。建物を解体せずに土地を売却することになりますと、全筆708.8平米、いわゆる214坪なんですけど、それを一括して売却するということになります。これまでの元社会福祉協議会跡地等の売却実績を見ると、かなり平米数が多いということで、難しいと思慮いたしました。また、そのことから、建物を解体し区画割りをして市民皆様に広く売却したいというふうに考えております。

それから、分筆した場合の経費なんですけど、当初予算書77ページの委託料の中に普通財産測量委託料、この中に分筆も考えております。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 11番、瀨中佳芳子議員。

11番（瀨中佳芳子議員） 説明に関してはよくわかりました。これがどうなのかという議論は委員会の方でやられると思いますので、説明をいただければと思う部分ですので、それは結構なんですけども、やはり以前の実績というのも十分理解できます。大きいのが売りにくいということはわかるんですけども、1,000円、2,000円を節約しながら一生懸命組み立てていく中で、経費をかけなくて済むようなところは、まずはやってみるというようなところが要るのではないのかなという思いで聞かせてもらった部分ですので、その辺、よくまた検討いただければと思います。

それと、墓地の売り払いの方の説明に関しては、これでわかりましたので、ありがとうございました。

それでは、まずはこれで結構でございます。よくわかりました。ありがとうございました。

議長（與谷公孝議員） 以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ないようでございますので、よって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております30議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ご異議なしと認めます。よって、30議案はそれぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託することに決まりました。

ここで10分間休憩いたします。

〔休憩 午前10時49分〕

〔再開 午前11時00分〕

議長（與谷公孝議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第32、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元に配付の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽選の順序により、最初に、12番、北村道生議員。

〔12番（北村道生議員）登壇〕

12番（北村道生議員） 皆さん、おはようございます。本定例会トップバッターということで、少し勝手の違う気分で登壇させていただいております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

私の質問は3点。一つは、図書館への指定管理者制度の導入について、二つ目は、福祉医療費助成制度について、三つ目は、透析患者への通院費用の助成についての3点であります。

まず、図書館の指定管理者制度の導入についてお聞きをいたします。2003年9月に公の施設の指定管理者制度を創設する改正地方自治法が施行されて以後、全国的に福祉や文化、またスポーツなどを始めとして、地域振興などの施設の管理運営を民間団体、企業に委ねる事例が続いております。尾鷲市におきましても、既に福祉保健センター、輪内高齢者福祉サービスセンター、斎場、聖光園、アクアステーション、夢古道おわせ等、指定管理者制度の導入が行われてまいりました。

指定管理者制度の導入の本来の目的は、経費削減、人件費削減にあることはご

承知のとおりであります。「官から民へ」とする構造改革の具体化としてつくられた指定管理者制度であります。私は、指定管理者制度を導入することについて、画一的・一律に反対するものではありません。利用・サービスの向上が図られ、その上、公費支出の削減ができるというのであれば、こんないいことはありません。指定管理者制度の導入を可能にした地方自治法第244条の2第3項には、「普通地方公共団体は、公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要があるときは」と特定をして、「委託することができる」としていることに気を配ることは重要なことであります。

今回、平成15年に作成されました尾鷲市行政改革大綱アクションプログラムの中に、尾鷲市の社会教育を担う重要な施設である図書館や体育館、公民館までもが位置づけられ、指定管理者制度の導入や民間への業務委託が図られている計画があることを知りました。私は、住民の文化・福祉向上を図る目的で設置運営された尾鷲市の社会教育のとりでであるこれらの公共施設にまで民間団体・企業に管理をゆだねることに大きな問題を感じるものであります。そこで、図書館を例にとって指定管理者制度の導入についてお聞きをするものであります。

私は、毎日、四、五冊程度の図書を借りている利用者の1人でありまして、議員になる直前までは、市立図書館寿文庫の運営委員長をさせていただいておりました。それだけに図書館に対する思い入れが人一倍強いと思っております。先ほど言いました平成15年から19年までのアクションプログラムでは、図書館の指定管理者制度の導入予定は18年度実施となっておりますが、少しおくれて20年度で準備をし、21年度実施という運びになっているとお聞きしております。公費支出削減を考えておられるのですが、そのために図書館を民営化するなど、とんでもないことだと思っております。

日本図書館協会は、2005年8月、「公立図書館の指定管理者制度について」という主張を公表し、指定管理者制度を図書館に適用するかどうかを検討する次の視点を示しておられます。一つは、図書館に指定管理者制度を導入することは、図書館の設置の目的を効果的に達成するために必要であるか、また住民サービスの向上に資することになるかどうかを検討すること。二つには、公立図書館は公の施設であるだけでなく、教育機関として位置づけられていること。三つ、公立図書館のサービスは、他の図書館等との連携、協力を不可分としていること。四つ目に、図書館法により無料の原則とされていることなどであります。そして、日本図書館協会の見解として、「地方公共団体と公立図書館が主体的に

その適用の是非、有効性の有無を判断することを望むものであるが、公立図書館への指定管理者制度の適用について、公立図書館の目的達成に有効とは言えず、基本的になじまないものとする。とりわけ民間企業者を管理指定者とする事は避けるべきだ」と結論づけております。全く私も同感するところであります。

公立図書館は、乳幼児から高齢者まで、住民すべての自己教育に資するとともに、住民が情報を入手し、芸術や文化を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場があります。したがって、公費によって維持される公の施設であり、住民だれもが無料でこれを利用することができるわけであり、公立図書館は、図書館法に基づいて地方公共団体が設置する図書館であり、教育委員会が管理する機関であって、図書館を設置し図書館サービスを実施することは、地方公共団体の責務なのであります。このような基本的性格に照らして、公立図書館は地方公共団体が直接経営すべきものであり、図書館への指定管理者制度の導入はすべきでないと考えているわけであり、図書館にこの指定管理者制度を導入することについての市長の見解をお聞きいたします。

次に、第4回定例会に続きまして、福祉医療費助成制度についてお聞きをいたします。福祉医療費助成制度については、三重県が市町に対して助成対象の拡大と引きかえに自己負担の2割負担を導入するという提案に対して、賛成の意を示した市長に態度に対して、議会だけにとどまらず、市民的にも多くの批判が出されたことは周知のとおりであります。関係担当課の情報収集の弱さと市長の判断の甘さが指摘されたのは当然のことです。市長に対して賛成撤回の要望書が超党派の有志議員9名の連名で出されたことも希有のことでしょう。幸いなことに、これまで出されていた三重県の福祉医療費助成の内容が、今回、また見直されることになりました。2月19日の県議会・全員協議会で野呂知事が示した考え方では、福祉医療費の自己負担導入を事実上撤回するものであります。市長も内心ほっとしているのではないかと推察をいたしますが、三重県のこの見直し案について、市長としての感想をお聞かせください。

最後に、透析患者通院費の助成についてお聞きをいたします。さきの第4回定例会に尾鷲総合病院透析センター患者会から、「透析患者への通院費用の特別支援を求める陳情」が提出をされ、今定例会へ継続審議として送られてきております。透析患者の方々の実態をお聞きいたしますと、1日4時間、週3日の透析治療で就労もままならず、厳しい生活を余儀なくされている方々が多いと聞いております。介護保険制度の改悪により、福祉有償輸送サービスの輸送費が見直され、

通院費にも大きな負担がかかってきているわけであります。

そのような状況を少しでも改善すべく、通院費の助成を行っている自治体がふえてきており、三重県29市町のうち19市町で何らかの助成制度が実施されてきております。今定例会に継続審議として上程されている透析患者への通院費用の特別支援を求める陳情につきましては、ぜひ採択していただけるよう議員の皆様方にもご理解をお願いする次第でございますが、実施につきましては市長の決断にかかっておるわけであります。市長のお考えをお聞きいたしまして、私の第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（與谷公孝議員） 市長。

〔市長（伊藤允久君）登壇〕

市長（伊藤允久君） 北村議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

本市は、回復の兆しが見えない景気を背景に、極めて厳しい財政状況下にあることは議員もご存じのことと思っております。この状況を乗り切るため、平成13年10月に財政危機宣言を行い、行財政改革への取り組みを強化するなどの取り組みを進めてまいりました。行財政改革への取り組みについては、新しい時代に対応した行財政運営が求められている情勢の中で、より効果的かつ機能的に推進し、実効を上げることを目的にアクションプログラムを策定し、取り組んでおります。この取り組みの中で、施設の管理運営等については、指定管理者を含め、民間委託が適当な業務について、行政責任の確保等に留意しながら民間委託等を積極的に進めるなど、民間の活力を活用しつつ、市民サービスの向上や行政運営の一層の効率化を図ることといたしております。これまでに福祉保健センターや海洋深層水取水施設のアクアステーションなどが指定管理者制度を導入しております。また、生涯学習関係施設におきましては、平成17年度から市民文化会館が本制度を導入いたしております。

図書館の運営につきましては、当初は指定管理者制度を導入する方針でしたが、教育委員会及び図書館運営協議会の検討において、運営全体の委託をする場合は、一部サービスの低下を招くおそれがあるのではと危惧する意見もあり、業務の一部委託を含めた検討を行っております。これにより図書館のサービス水準を低下させることなく、現行の業務を維持することができるものと考えております。詳細につきましては、教育長より説明をいたします。

続きまして、今般の福祉医療費助成制度見直しについてでございますが、県と市町では、昨年5月以来、数回にわたり種々検討を重ねてまいりました。その趣

旨は、少子化対策としての乳幼児医療費助成を中心とした助成枠の拡大を行う一方で、自治体財政が年々厳しくなっている状況を踏まえて、制度の持続可能性と受益及び負担の公平性の観点について検討をしてみました。愛知県に隣接する市町や財政力のある市町では、県の助成枠を超えて就学前までの助成制度を既に導入している自治体もある一方、財政力の厳しい自治体では、県の助成基準枠内のみでの助成を実施しているところなど、県下でも助成制度の内容に相違がある状況でありました。そこで県では、全市町が実施可能な水準での制度改正と厳しい県財政状況下での補助金総額の推移を含めて、今回の見直しを進めてきたところであります。当初、県の改正案にはさまざまなご意見がありましたが、本市としては基本的に財政状況と制度の持続可能性を考え、賛成の意向を示しました。

その理由についての基本的な考えをいま一度説明させていただきます。少子化が進む状況の中、確かに子供を安心して産み育てる環境づくりを進めることが重要な課題であることは論を待たないところであります。しかしながら、乳幼児、障害児や母子家庭支援対策等は、本来行政の責務として、また必要な施策として実施すべきと認識をしておりますが、現実的には厳しい財政状況から実施をできていないことも踏まえての結論でありました。なお、県議会のアンケートでは、本市と紀北町、大台町の3市町が県の自己負担導入の方針に賛成をいたしました。他の東紀州地域の市町もおおむね本市と同様の考えであると伺っております。また、助成枠の拡大は賛成であるが、持続可能な制度とするためには自己負担の導入が必要であるとの意見の市もございました。しかしながら、県議会での反対意見や本市議会においても超党派の議員さんから自己負担導入の撤回を含めた申し入れがあったところがございます。本市といたしましても、これらの意見を総合的に判断の上、県の最終見直し案である「自己負担なし」に同意の意向を示したところがございます。

続きまして、尾鷲総合病院透析患者会より提出をされました透析患者通院費用助成に関する要望書への対応であります。尾鷲総合病院における人工透析療法につきましては、慢性腎不全等の患者さんが対象で、1回の治療に4時間から5時間程度を要し、この治療を週3回受けておられ、紀北地域を中心に115名の方々が通院をされております。人工透析治療は、平均週3回の治療を必要とし、台風等の天候が悪いときでも必ず通院して受診する必要があります。透析患者は年々増加傾向にあり、また、帰省で本市を訪れる患者の受け入れにも対応できるよう、透析ベッド数を33床から45床に増床するとともに、地震対策や災害時

の停電等にも対応した透析専用施設を、昨年3月に4億1,000万円の事業費を投入して整備をさせていただいたところであります。また、血液透析専門の管理栄養士も配置をいたしました。現在では、松阪以南の地域では最大規模の透析施設となったところであります。

今回、透析患者会の皆さんから要望をいただいた通院費用助成の件でございますが、確かに継続的に週3回、年間156回程度の治療を受けられており、福祉有償運送等の介護事業を利用して通院されている方や家族の自動車送迎により通院されておられる方など、通院方法はさまざまでございますが、一様に遠方の方にとりましては通院費用が大変なご負担になっていることは承知をいたしております。今般の透析患者会からの要望は、12月定例会において市議会へ陳情され、付託を受けた生活文教常任委員会にて審議をされ、継続審議になっている陳情案件でもあります。12月議会で付託を受けた生活文教常任委員会では、休会中にも管外視察もされ、熱心に議論されているとお伺いをいたしております。つきましては、生活文教常任委員会での審議経過並びに議会全体の審議も踏まえ、十分検討してまいりたいと考えております。

議長（與谷公孝議員） 教育長。

教育長（大川吉久君） 北村議員の質問にお答えいたします。

図書館業務は、利用者の登録や本の貸し出し、返却、レファレンスサービスなどのカウンター業務を始め、予約、配下、蔵書点検、図書館運営の方針等さまざまな業務があるわけです。これらに対応するためには、受託業者に専門的な能力が必要とされております。このことを考慮し、教育委員会では、すべての業務を委託するのではなく、現在行っておる子供読書会であるとか幼児を対象としたお話の時間であるとか、あるいは手づくり絵本の会等については、本市の図書館業務に精通した職員に対応させ、今後もこれらの活動を継続できるような委託業務内容の検討を現在しております。これにより、図書館機能を維持し、サービス低下等を招かないようにしていることから、本質的な部分で委託化が問題視されるようなことはないのではないかと、こういうふうに考えております。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 12番、北村道生議員。

12番（北村道生議員） ありがとうございます。続きまして、具体的な問題で質問を続けさせていただきます。

まず、図書館への指定管理者制度の導入の問題でございますが、先ほどの市長

や教育長の答弁の中で、当初はアクションプログラムの中で指定管理者制度の方向が持てないものかという意見もあったけれども、現在ではそれについては断念をし、図書館サービスの水準が保たれる、そういうことを見通しながら、一部業務を委託するという方向で対応したいと、そういう答弁をいただきました。確かに指定管理者制度ということと、一部業務委託という方向では随分対応の仕方が違ってくるのではないかというふうに思いますが、そうすると、一部業務付託ということになりますと、経営、運営そのものは市の直営ということで確認をしてよろしいのでしょうか。

議長（與谷公孝議員） 教育長。

教育長（大川吉久君） 基本的な部分については市の方でやっていきたい。このあたりについては、現在まだ図書館協議会の方で検討をしてもらっております。ですから、そのあたりの意見も十分聞きながらやっていく方向で考えていきたいと思っています。

議長（與谷公孝議員） 12番、北村道生議員。

12番（北村道生議員） そうすると、一部業務委託ということを追いかけて、その運営のありようについては協議会でというご返事ですけども、考えられる一部業務の委託という内容は、どんなものを今、想定してございますか。

議長（與谷公孝議員） 教育長。

教育長（大川吉久君） 先ほど図書館の業務の説明をしたわけですけども、貸し出し、返却あたり含めて、予約、配下、蔵書点検、図書館関係のそういう具体的な仕事の内容を含めて委託できないかということで現在議論してもらっております。

議長（與谷公孝議員） 12番、北村道生議員。

12番（北村道生議員） 教育長が言われましたように、図書館業務の内容というのは多岐にわたっておるわけでありますが、図書の貸し出しの返却にとどまらないで、一つは市民のニーズに反映する選書、これはとてもノウハウの要ることだろうと思いますが、また、住民の要求する資料や情報の提供、ボランティア団体と協力したイベントの継続、さらには学校図書館との連携、これも重要な業務の内容になってくるだろうというふうに思いますが、また、行政との意思疎通、そういう多岐にわたる業務の遂行をするためには、そのノウハウの蓄積と維持継続が求められる、とても専門的な業務内容にわたるのではないかと考えられます。だから、このような図書館の多岐にわたる業務を、サービス水準を保ちながらとり行っていくということになりますと、言えば、先ほども教育長はおっしゃられま

したけれども、業務を受託する側のある程度の専門的な知識を持った人が派遣されなければ、このサービス水準は保っていけないような業務内容だというふうに思うわけでありまして。ねらいは人件費であることは間違いありません。そこでお聞きをいたしますが、現在の図書館の職員構成というのはどのようになっていますか。

議長（與谷公孝議員） 教育長。

教育長（大川吉久君） 現在は、職員は全部で5名おります。正規職員3名、臨時の方が2人という形でやっております。

議長（與谷公孝議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 現在は5名、正職3名と臨職2名ということで運営をいただいているということではありますが、昨年度の図書館利用の実績を調べてみますと、この図書館要覧の中を見てもみますと、昨年度利用状況の入館者数が2万4,285名、それから管外貸し出し冊数が4万16冊ということになっておりまして、それ以外に定例行事、例えば子ども読書会、おはなしの時間、おはなしの広場、おはなしだっこ、ポランの会、本を読む会、手づくり絵本の会等、8種類で1,800人の方々に対応をしているということになっております。職員とボランティアの方々の汗の結晶ではありますが、今、言われた5名の方でこのサービス水準を維持しているというふうに思いますが、業務委託になりますと、この職員の構成をどんなふうに考えておられますか。

議長（與谷公孝議員） 教育長。

教育長（大川吉久君） 図書館の業務委託については、一昨年は愛知県の方の図書館を、今年三重県の名張の方の図書館を教育委員会でも視察してきました。その中で、名張の方は業務委託をやっておる具体的な進め方、そういう内容も勉強してきたわけですが、少なくとも現在考えておる市民へのサービス、先ほど言ったように子ども読書であるとか、そういうあたりを含めると、1名というのでははっきり言ってきつい、少なくとも2名は要るだろうということで市の総務課とは話をしております。

議長（與谷公孝議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 今の教育長の答弁ですと、業務委託によって現在の正職員3名、臨職2名の体制を、2名の正職員と臨職でというふうに聞こえたんですが、教育委員会の案として、そういうことでよろしいですか。

議長（與谷公孝議員） 教育長。

教育長（大川吉久君） 一応2名ということで考えております。

議長（與谷公孝議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 確かに先ほどからも言っていますように、専門的なノウハウの要る業務であることは間違いありませんので、私自身は業務委託を全面的に反対するものではありませんけれども、特に人件費が削減できるということを目当てに業務委託をするわけですが、私は他市の例を見てみたんですが、一つは、アウトソーシングの先進的な自治体を自負している愛知県の高浜市、これは去年政務調査委員会で政務調査視察にも行かせていただいた市ですが、そこにお聞きをいたしました。私自身は、そういう先進的な自負をしているところですから、恐らく図書館の業務委託はもうなされているだろうという予測のもとにお聞きをしたんですが、ところが実際は、「高浜市は、図書館についての業務委託も含めた民間委託は何のメリットもないので導入はしておりません」という館長のご返事でした。また、もう一つは、民営化の第1号のモデルと言われております山梨県の図書施設である山中湖情報創造館、この施設がありますが、写真で見ると立派な独立した図書館の施設であります。この場合は、当市の市立図書館と状況が全く違っておりまして、これは参考にならないなというふうに感じたところではありますが、いずれにいたしましても、業務委託ということによってサービス水準が維持されて、決して低下されないような、そういうことをきちんと基本に据えて議論を進めて見通しを持っていかなきゃならないのではないかというふう考えたところがあります。

ちょっと視点を変えて質問をしてみたいと思いますが、尾鷲市の図書館条例には、図書館の諮問機関として、先ほどから出ております図書館協議会を置くことになっておりますが、協議会の委員の構成を教えてくださいませんか。氏名は要りません。どういう人たちがいるか。

議長（與谷公孝議員） 教育長。

教育長（大川吉久君） 官庁の諮問機関として図書館の協議会が平成13年度から設置されておるわけですが、委員は会長、副会長を含めて10名で構成されております。その委員さん方については、実際に図書館を利用してくれておる人、ある意味では学識経験者、小学校等の代表、ボランティアの方、サークルの代表、こういうふうな、また公民館の審議委員さんの中からも加わってもらって、年に2回ないし3回、多いときでは4回程度、話し合いをしております。

議長（與谷公孝議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 図書館の業務の委託ということは、図書館の管理運営をどのような形態で行うのか、その管理主体はどうあるべきかという図書館の基本を問う重要な提起であるわけですから、図書館協議会で十分議論されるべき重要な課題であると考えておりますし、先ほどの教育長の答弁の中に、年に2回ない3回、昨年度、私の調べたところによりますと、6月23日と11月22日の2回行われているようでございますが、ここへの諮問は正式にはもう行っておりますか。

議長（與谷公孝議員） 教育長。

教育長（大川吉久君） 指定管理者制度の導入、または業務委託、そういうことについては、私も協議会の方へ出席をして説明をいたしましたし、市の総務の方でも業務委託した場合云々ということでは説明をしてもらって、そこで協議をしております。

議長（與谷公孝議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） その協議の結果はまだ出ていないんですか。方向性も含めてですが、どうでしょうか。

議長（與谷公孝議員） 教育長。

教育長（大川吉久君） 協議会の議論の方向としては、図書館の民営化について、協議会として最初は賛成するということにはなりませんでした。ただ、市の現在の状況等を説明する中で慎重に検討をしていきたい。年度が明けてから、他の業務委託しておるところの図書館、そういうことも見学をすることも含めて議論をしていこうと。できれば8月ごろには結論を出して答申をいただきたいというふうな形になっております。

議長（與谷公孝議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） よくわかりました。先ほどから出ていますように、協議会への議論を十分踏まえながら、アクションプログラムに位置づけた事項だからということで、規定の事実として推し進めていくのではなくて、プログラムはあくまでもプログラムにすぎないわけですから、8月ごろに協議会としての結論も出したいというふうなご意向のようですけれども、委員のメンバーを見せていただきますと、幅広い方が委員として委嘱されておりますので、ぜひ十分な協議をされて、慎重に判断をして決定されるように強く求めておきたいというふうに思います。

次の問題に入らせていただきます。

福祉医療費助成制度の問題ですけれども、先ほどの私の質問で、失礼な問い方をしたかもわかりませんが、ご容赦をお願いいたしたいと思いますが、答弁の中に、やっぱり福祉の問題についてはまだまだほかにも課題があって、全面的に施策として反映していかなきゃならんという課題も山積をしていると。そういう中で今回の福祉医療費に限ってのアンケートということで、それに対する市長としての選択の態度もなかなか大変だったろうとは思いますが、ここで、この際ですので、ちょっと外れるかもわかりませんが、担当課にお聞きをしておきたいというふうに思うんですが、福祉の課題の中には、医療費助成だけではなくて、確かに乳幼児対策や障害児対策や母子家庭支援対策等の課題もいっぱいあるというふうに思いますが、これらについても、市長が選択するに当たって思いを寄せていただいているという先ほどの答弁で、尾鷲市政が福祉に厚いと言われるようなあれが出るように、市長のそういうお気持ちをしっかりつかませていただいたわけですけれども、担当課として、今後、福祉医療費助成だけではなくて幅広く福祉対策として考えている、そういう施策についてお考えがあれば、具体的にこの際お示しをいただきたいと思うんですが、これは課長でよろしいですか。よろしく。

議長（與谷公孝議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（宮本忠明君） 担当課としての基本的な考え方でございますが、現在、少子化対策で、また次世代対策という形が求められております。私どもの福祉保健課の所管事項として、乳幼児の保育事業、また障害児につきましては、身体障害、知的障害、また精神障害が自立支援法として制度発足し、いろんな形の中で運営されておられますが、あと母子家庭等の支援策という、大まかに言えばこの三つがございます。乳幼児等の保育につきましては、尾鷲市が尾鷲民生事業協会さんの方に全面的に事業委託をして措置をさせていただいておりますが、延長保育であるとか障害児保育等をさせていただいておりますが、現在、県の方からいろんな形で次世代対策として求められておる一つの事業としては、休日保育というのがございます。これは母子家庭等が尾鷲市においても220世帯ほどございまして、やはり休日に勤務をするという母子家庭と、また母子家庭だけではないですが、そういう部分で休日保育というものを検討していかざるを得ない状況にあるかなというのが1点ございます。

もう一点は、最近、新聞等でもよく報道されておられますが、知的障害児ではないですけれども、発達障害児という形の児童が尾鷲市内においてもふえてきて

おります。多動性障害であるとか学習障害等もあるんですが、そういう方々が、保育園の中では障害児保育の一環として担わせていただいておりますが、学校へ入ったときに、いわゆる就学してからの、今、小学校1年生、2年生、3年生までを放課後クラブという形でもってさせていただいておりますが、従前、18年度ぐらいまでは発達障害児が放課後クラブに入るということは少なかったですけども、この18年度以降、発達障害児の放課後クラブへの入塾申し込みというのがふえてきております。国の方の放課後クラブの枠というんですか、入塾の対象者が小学校3年生までですけども、この20年度においても数名の発達障害児を受け入れる必要がある、今後、この辺が例えば4年生、5年生になったときに放課後クラブとして受け入れていく必要があるのではないかなという思いをしております。

あと、もう一点は、例えば母子家庭が、先ほど申し上げましたが220世帯ほどふえてきております。やはり平均所得が少ないと、平均200万円程度の中で子供を養育し、学校へ行かせていくという家庭の中で、国の方におきましても、母子家庭の自立を支援しようよという事業がございます。手っ取り早く自立をしていくためには所得を上げる必要があるわけですけども、専門技術、例えば看護師さんであるとか介護福祉士さん等の資格を取って、給与所得を一定程度確保していくという中で、しかし、生活があり子供を養育し就学させていくという中で、なかなか専門学校等に行けないと。そこにおける所得保障というような制度が、最近、国の方でも制度化されてきました。今後も該当者がふえてくると思いますので、市の方としてもそういう事業も検討して、そういう対象者への支給支援策というものを検討していく必要があるかなと。一応担当課としては、今、この三つの課題について集中的に検討し、勉強をしているところでございます。

以上でございます。

議長（與谷公孝議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 福祉の課題というのは本当に多岐にわたっておりまして、そういう点で、今、担当課の思い、あるいはこれからの施策についての考え方みたいなものを具体的にお聞きいたしまして、ますます尾鷲の福祉施策に対する充実というものの課題は大きなものがあるなということを実感いたしました。市長も恐らくアンケートに答える際に、それらの課題に思いをめぐらしながら選択に苦慮されたんだろうと推察をいたします。いずれにしても、これから大きな福祉の課題に向かって、お力添えをぜひともお願いしておきたいというふうに思いま

すが、それでは、また医療費助成制度の方に少し戻りますが、19日に県議会に示されました野呂知事の具体的な内容を、簡単にどんな内容だったのか、私は公費一部負担撤回というふうに受けておりますが、それでよろしいかどうか。

議長（與谷公孝議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（宮本忠明君） 今回の県の2月19日県議会・全員協議会でご説明された内容、また、2月15日に県知事と全市町の首長との懇談会の席上で説明された内容につきましては5点ございます。1点目は、先ほど大きな議論になりました乳幼児医療費の助成の対象年齢を就学前までに引き上げるというのが1点目です。2点目が、心身障害者医療費助成の精神障害者の方の1級の通院というのを今回新たに拡大助成するという点が2点目でございます。3点目は、議論を呼びました一部負担金の2割を限度とする自己負担金の制度導入を検討しましたけれども、それは導入しないという結論に至りました。4点目は、入院食事代、これについては給付の対象外とすると。5点目は、現在の償還払いどおりとして現物給付は導入しない。この5点で一応6月の県議会の方で条例改正を求めるという内容になっております。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 端的に聞きます。一部負担は撤回されたと見てよろしいですね。

議長（與谷公孝議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（宮本忠明君） そのとおりでございます。

議長（與谷公孝議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） この案に対して、先ほどの市長の答弁の中で「賛意を表した」という答弁がございましたので、本当にありがたく受けとっておきたいというふうに思います。ただ、今回の見直し案、先ほど5点にわたって福祉課長の方から内容が示されましたけれども、1点だけ問題点を残しておるというふうに私は思いますので、その点を一つ指摘しておきたいというふうに思います。それは、県から出されております考え方の第5点目でございますが、現物支給方式の導入が見送られたということであります。この見送りにつきましては、国保財政の安定性を損なう可能性があることから、そういう理由で、この現物支給方式の導入が見送られたということであります。現在の一時払いを必要とする償還方式から、一時負担を必要としない現物支給方式にするということは、患者さんの病院へか

かる回数がふえて、その回数がふえることによって医療費がふえて、医療費がふえると国保会計を圧迫すると、こういう論法で考えておられるんだろうというふうに思うんですが、実際、私は常識的に考えてみて、そうはなるのかなと疑問に思うんですが、事務担当を受けて、担当課で率直にどうなんでしょう、本当に病院への通院回数がふえるんでしょうかね。そこらあたりは感想でも結構ですから。議長（與谷公孝議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（宮本忠明君） 全く推測の域を出ないわけですがけれども、全国的には既にこの現物給付方式を導入しておる市町もございます。ですけれども、現物給付方式を導入しておる市町は、率的には非常に少ない率でございます、先ほど言われましたように、国庫負担金の減額調整というのが言われるということで、それから、実際に運営、現物給付方式を導入しておる市町の推計からしまして、三重県ではおおむね30%程度、受診率が増加するであろうと言われております。私も30%までいくかなという思いはありますが、一応今のところ県の推計では30%と見ておるようでございます。

議長（與谷公孝議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 現物支給方式にすることによって30%ぐらい増加するであろうという推測だということですが、実際、例えば子供さんが病気になったと、病院に診察に行こうと。そうするとき、一遍は行くでしょう。しかし、経過を見ながら、もう一回通院をしようかどうかと判断するとき、熱も下がってきたと、しばらく様子を見るというのが普通だろうと思うんですが、それがもう窓口で一時払いしなくてもよいようになったから、病院へ向いて、仮にお母さんが仕事についている人ですと、仕事を休んでまで病院へ、熱が下がって経過がいいのに、もう一遍用心のために行っておこうかなんてというような考え方をするお母さんというのは私には想像つかんですが、それは別として、どちらにしても30%ぐらいがふえるであろうという、そういう推測から、厚生省としてはペナルティーを課すというのは、私としてはどうしても納得がいきません。地方いじめの最たるものではないかというふうに思うんですが、先ほど言ったように、これでいきますと、国庫負担金の減額措置などの適用のために、自治体は現物支給を適用しようとしても決断がつかないと、そういうふうな現状があるということについては、いかがなものかなというふうに思うんですが、勝手主義というのは、今度の後期高齢者医療制度の改正に伴って国民健康保険制度の改変も行われると。そんな中で個人負担が、70歳から74歳までの方の医療費

負担が1割から2割になるということですね。そうですね、市民課長、1割から2割。

議長（與谷公孝議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 70歳から74歳までの方の保険料は1割から2割になります。ただし、20年度につきましては緩和措置が制定される予定でございます。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） その2割になった緩和措置のうちの1割は、国庫で、現物支給で措置されるというふうになるやに聞いておるんですが、それも事実ですか。

議長（與谷公孝議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（山下恭徳君） 今現在、政府の方でどのような方法であるのかということで、国保連合会等も含めて、中央会等を含めて協議中でございます。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 私の聞き違いで、まだ検討中だそうでございますが、しかし、少なくとも厚労省の方としては、1年間の緩和措置としての1割の負担は、国庫の方から現物支給で措置しようというふうな考えがあるやに聞いておったわけでありまして。それも厚労省の方は、一方で医療費負担の窓口負担を現物支給にすると医療費がふえるからということで、ペナルティーを課しながら、一方では軽減措置で、もうやむを得んから、条例で改正してしまっているから、条例をなぶれないから、現物支給で阻止しようなんていうことになるとするなら、とんでもない勝手主義だと言わざるを得ませんが、事務的な処理についてはどうなりますか、課長さん。現物支給に変わることによって、窓口での事務処理、担当課としての事務処理はどうなりますか。

議長（與谷公孝議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（宮本忠明君） 確かに議員さんが言われるように、現物給付方式にした方が事務的な負担の軽減にはなります。ただ、私どもの方で一たん推測しますと、現物給付方式にしますと、現在の4歳未満までの乳幼児医療を、今回5歳、6歳までいきますけど、4歳までで計算したとしても、尾鷲市の分で大体80万円ほどペナルティーが課されると聞いております。事務負担ですけれども、現在、乳幼児医療の対象者が534名で、1カ月約770件ほど助成してい

ます。これが就学前まで拡大されると830名が対象と感じておりまして、1,200円程度の助成をすることとなる予定です。次に、一人親医療費の助成は、現在、対象者が650名、助成対象件数が月間450件でございます。次に、心身障害者医療が、対象者が700名で月間1,700件程度の助成対象となっております。これら3公費で大体1カ月3,300件ほどの医療助成をさせていただいておりますが、基本的には各病院から対象者の名簿を送ってもらいまして、それをすべてコンピューターに入力します。当然一人一人の給付コードを入れて、金額を入れて、病院名も全部入れて、そしてコンピューターに入力した後、さらにそれを確認し、確認し終わってから今度は郵送通知書を作成いたしております。入力だけで、現在、福祉保健課で大体この3公費で約12時間ほどかかっております。今後、それが通知書の確認作業であるとか通知書作成、郵送となってくると、かなり時間がかかりますが、現物給付方式にした場合には、入力業務そのもの、また通知書作成等の業務が大幅に軽減されることになると考えております。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） ペナルティーが80万円ほどふえるだろうという予想ですね。しかし、事務的には大幅な削減ができる、そういうメリットがあるということであります。確かにペナルティー80万円というのは痛いですが、しかし、いずれの状況をとりますとも、償還方式から現物支給の方式にどうしても変更できないという特別な理由が見当たりません。十分可能なのではないかと私は考えるわけですが、県の方としては、現物支給は当面とりませんと、引き続き市町とともに検討を行うことにしますという考え方が示されておりますから、どこまで県の方は市町と検討するつもりがあるのかどうかは別にして、検討すると言っているんですから、これから検討に当たっては、現物支給方式を強く導入するように尾鷲市としても主張していただくように求めておきたいというふうに思います。

最後の方に移りたいと思います。透析患者会からの通院費用の助成の問題についてであります。先ほど市長もご存じであったように、答弁の中でお話がありましたけれども、2月12日、助成を実施している三重県19市町のうちの一つである鳥羽市に文教常任委員会の行政視察をさせていただきました。その際には福祉課長も同行いただきまして、継続審議になっている陳情案件に対して十分な

審議を尽くすということで、委員長の特別な計画も立てていただきまして、させていただきます。鳥羽市では、通院に限定はしておりませんでした。通院には限定しておりませんでしたけれども、心身障害者の社会活動を促進し、福祉の増進を図るということを目的として、心身障害者の自動車ガソリン費やタクシー利用費の助成事業として実施をされておりました。丁寧に対応していただいて、いろいろお教えいただいてきたわけですけど、それに鳥羽市が実施している助成に対する費用というのは、それほど多いものではありませんでした。そこらあたりで、課長も一緒に行っておられましたので、課長の口から18年度鳥羽市の助成実績を話していただけないか。

議長（與谷公孝議員） 会議が正午を超えることも十分予測されますので、そのまま続行いたします。

福祉保健課長。

福祉保健課長（宮本忠明君） 鳥羽市の透析患者への通院というよりは、議員さんが言われましたように、身体障害者の方々の社会参加を促進するという観点から、身体障害者自動車ガソリン費補助というものと、あとタクシー券補助という2種類の補助制度を実施されておられます。この鳥羽市さんのような形態というのは、三重県下19市町の中でも、結構こういう形態で実施をされておられるようでございますが、鳥羽市の場合には、離島が四つあるということもあるんでしょうけれども、全体で156万円ほど18年度実績で使っておると。透析患者が59名ございまして、そのうち透析患者で通院助成というか社会参加促進事業を利用しておられる方は24名、ですから半数以下ですね。年額で44万円程度と。鳥羽市の場合には、多分、県立志摩病院と山田日赤、伊勢市民病院等での透析治療ということで、かなり距離的にも遠いのかなと思っておりますが、それぞれの市の考え方であろうかなと思っておりますが、私も全体で156万円と聞いて、その程度の金額でいけるのかなという思いはいたしました。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 先ほど言われましたように、透析患者の数が59名。尾鷲と変わりません。ほんの二、三名の違いがあるだけです。確かに鳥羽市というのは離島を抱えておりますから、尾鷲市とは若干条件が違うというふうに思いますね。患者さんの通院の対応でも若干違いがあるというふうに思うんですけれども、そんなに大きな費用が鳥羽市より要ると、むしろ鳥羽市ほどの費用も要らないの

ではないかというぐらいの判断ができるわけですが、日の当たらないところに温かい手を差し伸べるという、これは地方自治体の政治の根本ですから、わずかの費用で厳しい生活を強いられている透析治療の患者さん方の暮らしを応援できるのであれば、こんなに結構なことはありません。実施に当たっての実施要綱等、細かな点につきましては、まだそれぞれ検討する必要があるというふうには思いますけれども、ぜひ、これぐらいの費用で実現できるわけですから、できる限りこの助成制度の実現をしていただきますように要望をいたしまして、私の質問を終わりたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

議長（與谷公孝議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、明日28日午前10時より続行することといたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 0時03分〕